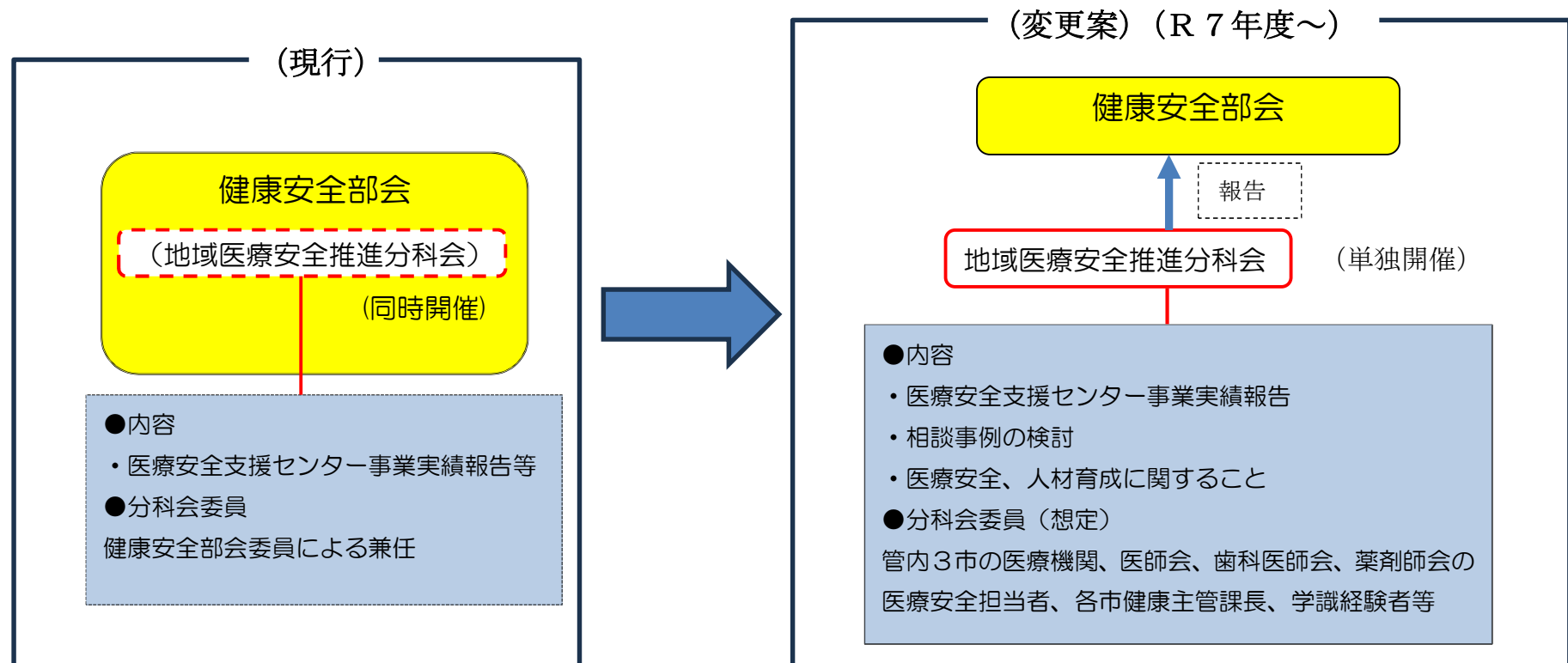


【地域医療安全推進分科会の開催方法等の変更について】

- ・都保健所では、所管の「医療安全支援センター」と関係機関との協議の場として、「地域医療安全推進分科会」を設置。
- ・医療の高度専門化や患者ニーズの多様化に伴い、センターを円滑に運営する上で関係機関との課題の共有や実務者間の連携が重要である。
- ・このため、分科会委員を関係機関の医療安全実務者で構成し、開催方法を現行の健康安全部会との「同時開催」から、「単独開催」に変更することにより、関係機関相互の顔の見える関係づくりに生かしていく。



(参考)

医療安全支援センターの概要

医療安全支援センターは、医療法第6条の13の規定に基づき保健所等に設置されており、主な業務として、医療機関等に対する助言、情報提供および研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り、医療安全確保のための支援を行うことを目的としている。

所管：東京都南多摩保健所 医療安全支援センター（管理課保健医療担当）

地域医療安全推進分科会

- センターの運営に関すること
関係機関との協議
(年1回開催)

患者の声相談窓口

- 専用電話による受付
 - ・ 医療に関する相談
 - ・ 保健所管内の診療所等に関する相談
- R5年度実績：410件

医療安全の推進 情報提供・助言等

- 医療安全推進担当者連絡会
- 患者相談窓口担当者連絡会

医療安全研修

- 医療安全推進担当者研修会
- 患者相談窓口担当者研修会
- 住民向け講演会